

平成31年第4回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月11日（木）

午前 9時55分から午前11時34分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員

10名

4. 欠席委員

2名

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第11号 基盤強化法第19条の規定による農地利用集積計画の決定について

議案第12号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の取得について

議案第13号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

報告第2号 農地法第18条の規定による解約通知について

7. 農業委員会事務局員

2名

○事務局（●● ●●君）

ただいまから平成31年第4回早島町農業委員会を開会いたします。

先ほど会長と話しましたが、会長のご挨拶はもうよろしいということなので、早速会議に行きたいなと思っております。

まず、会議の成立でございます。

在任委員さん12名のうち10名ご出席で2名がご欠席でございます。農業委員会等に関する法律第21条の規定に基づきまして、過半数が出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、ここから議事進行につきましては会長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（●● ●●君）

それでは、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、議事録署名委員は、9番●●委員、2番●●●●委員にお願いいたします。

それでは、日程1の議案第11号基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、説明方お願いします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書2ページをごらんください。今月の農用地利用集積計画は4件です。

番号1と2は関連のある案件でありますので、あわせてご説明いたします。

番号1について、申請地は、早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が1,142平米、早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が874平米で、合計2筆2,016平米です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●●

●●さん、借り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、権利の存続期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日までです。位置図は3ページとなります。

続いて、番号2についてご説明いたします。

申請地は、早島町早島字尾越●●●●番、地目は田、面積が813平米、早島字尾越●●●●番●、地目が田、面積が288平米で、合計2筆1,101平米です。利用権の種

類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さん、借り受け人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は平成31年5月1日から平成36年4月30日までです。位置図は3ページとなっております。

○議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を8番●● ●●委員からご報告をお願いいたします。

○8番（●● ●●君）

4月9日の日に現地確認に行っていました。場所は備南台の下に尾越池という池があるんですけど、そのすぐ下です。1番も2番とも非常によく管理されて、もう田んぼもきれいに耕されているし、●● ●●さんと、それから●●さんの親戚関係、●● ●●さんのほうが新家になるそうです。●● ●●さんのほうが本家になるそうです。なかなかつくってもらう人がいなくて、やっとつくってもらえることになったということらしいです。2番のほうも、●●さんから●●さんへということで、これもやっていただけると、非常にきれいに管理されており、問題なかったと思います。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何かこの件に関して質疑ありませんでしょうか。

○議長（●● ●●君）

この件に関して、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、その他のご意見等はどうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見もないようでありますので、議案第11号、番号1及び番号2については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号、番号1及び番号2を許可相当に決定いたします。

した。続いて、番号3について、事務局説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書4ページをお開きください。

番号3について、申請地は、前潟字四ノ割●●●番●、地目が田、面積が872平米、前潟字四ノ割●●●番、地目が田、面積が1,765平米で、合計2筆、2,637平米です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●●●●さん、借り受け人が早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●●さんです。こちらは利用権の再設定で、利用権の存続期間は平成31年5月1日から平成34年4月30日までです。位置図は5ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して、現地確認の結果を9番● ●委員からご報告お願いいたします。

○9番（● ●君）

4月9日に現地確認をさせていただきました。場所はそこのザグザグの南側、道路挟んでね、そこを。昨年まで●●さんがつくっておられて、再度契約ということなんで。いつもよく管理されておられるんで、今までどおり問題はないかと思われます。すぐそこの道路のへりですから。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。この件に関して何か質疑はありま
せんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、この件に関して、その他意見等もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見等もないようでありますので、議案第11号、番号3については承認したい
と思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号、番号3は許可相当に決定いたしました。

続いて、番号4を議題といたしますが、本案件は●委員に関連する案件でありますので、●委員には恐れ入りますが一時退席を求めます。

〔●委員退室〕

○議長（●● ●●君）

それでは、事務局説明してください。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書4ページをごらんください。番号4について、申請地は、早島字荒樋●●●●番●、地目が田、面積が1,899平米です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住まいの●● ●●さん、借り受け人が早島町早島●●●●番地●にお住まいの●● ●●さんです。こちらは利用権の新規の設定で、利用権の存続期間は平成31年5月1日から平成37年4月30日までです。位置図は6ページとなります。なお、借り受け人の●●さんは新規の耕作権の取得となります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を8番●● ●●委員、よろしくお願いいたします。

○8番（●● ●●君）

場所はその位置図にありますけど、早島インターチェンジのすぐ北側、噂島団地との間です。結構広い田んぼなんですけど、きれいに耕作されてまして問題なかろうかということで、●●さんも何か初めて、今度これでお百姓のほうをやられるということで、これから頑張ってやっていただければ問題ないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑はありますか。この人、●●さんというのはいつごろ早島に来られたん。最近。初めて聞く名字じゃけどな。

○事務局（●● ●●君）

●●さんとこの娘さんです。

○議長（●● ●●君）

ああ、そうですね。それでな。済みません。ありませんか、質疑。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、質疑ないようでありますので、その他のご意見等もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見等がないようでありますので、議案第11号、番号4については承認したい
と思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第11号、番号4は許可相当に決定いたしました。

ここで●委員の入室を認めます。

〔●委員入室〕

○議長（●● ●●君）

続きまして、日程2の議案第12号基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の
取得についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書7ページをごらんください。今月の農地中間管理権の取得に係る農
用地利用集積が9件ございます。

まず、番号1から6をついて、あわせてご説明いたします。

番号1について、利用権を設定する土地は、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積
が1,995平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,584平米、前潟
字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,523平米で、合計3筆、5,102平米
です。設定する権利の種類は賃貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町早島●●
●番地にお住まいの●● ●●さんです。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から
平成41年4月30日までです。位置図は10ページとなっております。

続いて、番号2について、利用権を設定する土地は、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目
が田、面積が2,310平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が2,145
平米で、合計2筆、4,455平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間

管理機構への貸付人は早島町早島●番地●にお住まいの●● ●●さんです。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までとなっております。位置図は10ページです。

続きまして、番号3について説明します。議案書8ページになります。

番号3について、利用権を設定する土地は、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が2,835平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町早島●●番地にお住まいの●● ●●さんです。利用権の存続期間は平成31年5月1日から平成41年4月30日までとなっております。位置図は10ページです。

続いて、番号4について説明します。

利用権を設定する土地は、前潟字拾壱ノ割●●●番、地目が田、面積が2,350平米、前潟字拾壱ノ割●●●番、地目が田、面積が2,407平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,892平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,585平米で、合計4筆、8,234平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町早島●番地にお住まいの●● ●●さんです。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までとなっております。位置図は10ページです。

続いて、議案書9ページをごらんください。

番号5について、利用権を設定する土地は、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,275平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,492平米、前潟字拾壱ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,362平米、前潟字七ノ割●●●番、地目が田、面積が2,109平米で、合計4筆、6,238平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●番地●にお住まいの●● ●●さんでございます。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成36年4月30日までとなっております。位置図は10ページと11ページになります。

続いて、番号6について、利用権を設定する土地は、前潟字三軒地●●●●番、地目が田、面積が1,285平米、前潟字三軒地●●●●番、地目が田、面積が1,412平米で、合計2筆、2,697平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●●番地●にお住まいの●● ●●さんでございます。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までとなっております。

す。位置図は11ページです。

議案第12号、番号1から番号6までの説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。多くなりましたね。

それでは、これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。

○5番（●● ●●君）

農地中間管理機構があれしとんですけれど、もうそれぞれ農家の方はこれから受ける人は決まっとんですか、全部、これ。

○事務局（●● ●●君）

今回、うちの農業委員会の議決を経て、それを受けて管理機構が最終的に正式に相手方を決めますので。今の段階では正確には言えないです。

○議長（●● ●●君）

ご意見等ありませんか。

○3番（●● ●●君）

管理機構との契約というのは、全てもう貸付契約なんですか、無償であろうが。使用貸借ではないんですか。

○事務局（●● ●●君）

使用貸借もできます。今回はほとんどが無償です。

○議長（●● ●●君）

他に質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑ないようでありますので、その他ご意見等はいかがでしょうか。ご意見よろしいですか。

○6番（● ●君）

この●●●●とかは、奥に田んぼがまだあいとんじゃけど、これ●●さんが受けることになると思うのですが、奥も一緒にしてもらえなのでしょうか。入口がなくなってしまうと思うのですが。役場の方から指導をしてみてください。

○事務局（●● ●●君）

指導といいますか、交渉はしてみたいと思います。

○事務局（●● ●●君）

僕が前に、平成10年ぐらいだったと思うけど、農業委員会のをしようところに同じような問題があって、そのところに一度、そういう奥にあって、手前の人が耕作しょうて、入ろう思うやあ、入らしてくれなんだということで、それでそれを受けていろいろ弁護士さんとかに相談したんですけど、実は民法の中で、奥に農地があって、その保全じゃとか、その維持管理のためにどうしてもどっか出入りせにゃいけんということになったときには、手前の人がもう協力せにゃいけんという法律で決まってる。だから、何ぼ通ささんと言っても、それは法律でだめですという話に。なので、奥に田んぼがあって、どうしても行かにゃいけん場合は法的には勝つらしいんで、本来は。

○事務局（●● ●●君）

まずは●●さんと話をしてみます。

○議長（●● ●●君）

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第12号、番号1から6については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

議案第12号、番号1から6については承認し、許可相当に決定いたしました。

続きまして、議案第12号、番号7から9について、ここは事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書15ページをお開きください。番号7から番号9について、あわせてご説明いたします。

番号7について、利用権を設定する土地は、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が3,992平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。権利の存続期間

は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までです。位置図は14ページとなっております。

続いて、番号8について、利用権を設定する土地は、前潟字三軒地●●●番、地目が田、面積が1,988平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住まいの●● ●●さんでございます。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までです。位置図は14ページとなっております。

また、議案書13ページの番号9について、利用権を設定する土地は、前潟字三軒地●●●番、地目が田、面積が2,115平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住まいの●● ●●さんでございます。利用権の存続期間は、平成31年5月1日から平成41年4月30日までとなっております。位置図は14ページです。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

これよりこの件に関して質疑に入ります。何かこの件について質疑はないでしょうか。

はい。

○3番（●● ●●君）

ミスプリントだと思うんですけど、●●●番●というのは、これ図面ではないですね。●●●番●になってますね。

○事務局（●● ●●君）

済みません。14ページの●●●番●を訂正してください。●●●番●になります。ありがとうございます。

○議長（●● ●●君）

ほかに質疑ありませんか。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑ないようでありますので、その他のご意見等はいかがでしょうか。ご意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見ないようでありますので、議案第12号、番号7から9については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

異議ないようでありますので、議案第12号、番号7から9については承認し、許可相当に決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第13号農地法第5条の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは議案書15ページをごらんください。

今月の農地法第5条の規定による農地転用許可申請は4件でございます。

番号1について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、前潟字拾ノ割●●●番●●●、地目が田、面積が285平米で、農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●●番●●●、地目が田、面積が20平米で、農地区分は第3種、合計2筆、305平米でございます。譲り渡し人は早島町早島●●●番地にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は岡山市南区大福●●●番地●●●●●●●●●●●●●●●●棟●●●にお住まいの●● ●●さん、●●●●●●さんでございます。転用目的は、自己専用住宅及び通路で、申請事由は、「家財が増えて整理ができなくなったために新築を計画した」です。位置図は16ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番●●●委員からご報告をお願いいたします。

○9番（●● ●●君）

4月9日に現地確認をいたしました。場所は観光センターの東、道路挟んで。もう50戸連たんの最後の一面。もう手前のほうは家が建っておりまして、その続き。最後の一面に、そこに建つということで。前にも言いましたように、この裏の用水があるんですけど、その通る道をどんどん崩れたりして、管理が、遠くの人なんかが通れないんじゃないかなと、そういう問題がある、ちょっと。だから、そこも家が管理をして草を刈って、何

お住まいの●● ●●さんでございます。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は、「家財が増えて整理ができないために新築を計画した」です。位置図は17ページとなります。

続いて、番号3について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、前潟字拾ノ割●●番●●、地目が田、面積が70平米で、農地区分は第3種、前潟字拾ノ割●●番●●、地目が田、面積が161平米で、農地区分は第3種で、合計2筆、231平米です。譲り渡し人は、早島町早島●●番地●にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は早島町前潟●●番地●●●●●●●●棟●●●号室にお住まいの●● ●●さんでございます。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は、「家財が増えて整理ができなくなったために新築を計画いたしました」です。位置図は17ページとなります。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番● ●委員からお願いします。

○9番（● ●君）

こちらのほうも4月9日に確認いたしました。場所は、さっきありました北側、観光センターの北のほうです。2年前から50戸連たんの最後の一画で、既に進入道路とか、それも整備されております。問題ないかなということです。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

それでは、質疑ないようでありますので、次はご意見等はいかがでしょうか。これでもいい。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見がないようでありますので、議案第13号、番号2及び3は承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見等もないようでありますので、議案第13号、番号2及び3については許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号4について、事務局説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは議案書15ページをごらんください。

番号4について、権利の種類は所有権の移転です。申請地は、前潟字西ノ内●●●●番●●、地目が田、面積が168平米で、農地区分は第2種です。譲り渡し人は、早島町早島●●●●番地●●にお住まいの●● ●●さん、譲り受け人は岡山市南区東畦●●●番地●●●●●●●●●●ー●●●●にお住まいの●● ●●さんでございます。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「家財が増えて整理がつかないため、夫婦の勤務地に近い早島町に新築を計画いたしました」です。位置図は18ページとなっております。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員。

○2番（●● ●●君）

4月10日の日に現地確認を行いました。場所は弁財天のポンプ場の北に当たります。これもやっぱり50戸連たんの残りの土地の開発になると思います。もう残り2区画のうちの1区画であります。別に問題はなかろうかと思います。

以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

この件に関して、これより質疑に入ります。何か質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

その他のご意見もよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見等がないようでありますので、議案第13号、番号4については承認したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、意見等もないようでありますので、議案第13号、番号4について承認し、許可相当に決定いたしました。

続きまして、番号5についてを事務局説明方お願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書19ページをごらんください。

番号5について、権利の種類は使用貸借権の設定です。申請地は、早島字後坂●●●●番●、地目が田、面積が746平米で、農地区分は第3種です。使用貸し人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●さん、使用借人は早島町早島●●●●番地にお住まいの●● ●さんでございます。転用目的は露天駐車場で、申請事由は「後援会事務所の駐車場として使用する」です。位置図は20ページとなります。

なお、本案件は一時転用の申請であり、転用期間は平成31年6月1日から平成31年8月31日までとなっております。

説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を●● ●●さんお願いします。

○8番（●● ●●君）

4月9日の日に現地確認に行っていました。場所は、早島インターチェンジのちょっと北、山陽自動車道のすぐ西手で、ここにありますように後援会事務所がすぐ隣にある隣の畑です。畑でした。ものはもう何も植えてなくて、きれいにしてありまして、これの一時転用ということなので、選挙が終わった後はちゃんともとに戻すというのが条件だと思います。特に問題はないかと思われます。以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありますか。

○6番（● ●君）

一時転用をした場合、期限が来たら確認に今まで行ってないか。何か確認に行ったほうがええんじゃねえかな、一時転用の場合。今まで全然確認に行っていないけん、やり放しのままで、またすぐ開発とか、もうずっと借りとるから、もとの農地なら農地に返しなさいよと。

○事務局（●● ●●君）

だから、もう今まではこっちの事務局だけで行ってたらしいので、次からは農業委員さんと一緒に確認に行かせていただければというふうに思っております。

○6番（● ●君）

期間がいつまでというのが、もう全然わからんようになるから、資料か何かなかったらな。

○事務局（●● ●●君）

こちらからまたご連絡させていただいて、一緒に行っていただければと思っております。●● ●●さんと今回現地確認に行ったときに、転用前の、今現在の写真を撮っております。それを見比べながら、戻ったかどうかを一緒に見ていただければと思います。

○議長（●● ●●君）

8月31日まで。これは誰の後援会事務所。

○8番（●● ●●君）

●●さんです。

○議長（●● ●●君）

他に質疑ないようでありますので、またご意見等はありませんか。ご意見等もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質疑、ご意見等もないようでありますので、議案第13号、番号5についてを承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第13号、番号5については承認し、許可相当に決定いたしました。

続きまして、報告第2号農地法第18条の規定による解約通知についてを事務局から報

告をお願いします。

○事務局（●● ●●君）

それでは、議案書21ページをごらんください。今月の農地法第18条の規定による解約通知は1件でございます。

番号1についてですが、解約された農地は、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,313平米、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,800平米、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,666平米、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が1,369平米、前潟字久々原●●●番●、地目が田、面積が2,339平米で、合計5筆、8,487平米です。貸付人が早島町前潟●●●番地●にお住まいの●●●さん、借り受け人が倉敷市茶屋町早沖●●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。位置図は22ページとなります。説明は以上です。

○議長（●● ●●君）

ありがとうございました。

ただいまの報告に関して、質疑やご意見等はこの件に関してありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（●● ●●君）

質問、ご意見ないようでありますので、以上で報告第2号、番号1を終わります。

それでは、その他についてを事務局からお願いいたします。

○事務局（●● ●●君）

次回の農業委員会は5月10日金曜日10時からを予定しております。場所は2階の第1会議室です。また、議案書を送付しますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（●● ●●君）

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第4回早島町農業委員会を閉会いたします。